

第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年5月14日（木）

8時45分～

会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する本市のこれまでの対応
について
- 2 新型コロナウイルス感染症関連について
- 3 その他

令和2年5月14日現在

新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応

1. 対応の主な経過

- 2.1.30 新型コロナウイルス感染症対策本部 設置
- 2.2.05 相談専用電話 開設
- 2.2.07 帰国者・接触者相談センター 開設
- 2.2.27 福島市における新型コロナウイルス感染症対策の当面の方針 決定
 - 2.28 市長メッセージ 発出
- 2.3.04 全市立小中・特別支援学校 臨時休業(～3.19 まで)
- 2.3.13 福島市における新型コロナウイルスに係る今後の対策について 決定
- 2.3.23 福島市緊急支援策第1弾 発表(3月定例会議議案追加)
- 2.3.23 市保健所でのPCR検査 開始(16検体分)
 - 新型コロナウイルス関連ナンバー情報 開始
- 2.3.31 本市初の陽性確認(70代男性、20代帰省女性)
- 2.4.07 7都府県に緊急事態宣言 発令(～5.06 まで)
 - 緊急事態宣言後の福島市の対応について
- 2.4.07 4名の陽性確認二本松郵便局関係
 - 4.08 全市立小中・特別支援学校 臨時休業(～4.21 まで)
- 2.4.09 福島市緊急支援策第2弾 発表
- 2.4.16 全都道府県に緊急事態宣言を拡大
 - 4.17 県知事からの要請
 - 4.18 緊急事態宣言への福島市の対応 決定
- 2.4.20 県知事から追加要請(休業、イベント自粛)
 - 全市立小中・特別支援学校 臨時休業(～5.6 まで)
- 2.4.22 福島市緊急支援策第3弾 発表(4月30日緊急会議議決)
- 2.4.24 県が確保した宿泊療養施設(駅西ロアパホテル)運用開始
- 2.5.04 全都道府県に緊急事態宣言の延長を決定(～5.31 まで)
- 2.5.05 全市立小中・特別支援学校 臨時休業(～5.31 まで)
- 2.5.06 緊急事態宣言期限延長への福島市の対応について 決定

2. 患者等の概要

(1) 患者の概要

① 患者数 19名

② 患者の内訳 男性12名 女性7名

10未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上
1	1	3	2	4	3	2	2	1

③ 感染経路

把握(推定) 13名

家族からの感染	7
職場等での感染	5
その他	1

* 職場等での感染は二本松郵便局員

調査中 2名

不明 4名

④ 現状 入院中 7名 退院 12名

(2) 帰国者・接触者外来受診数の推移

(3) PCR検査実施数の推移

3. 対策推進体制

(1) 新型コロナウイルス関連肺炎に係る連絡調整会議 設置(1.28)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(1.30)

→法定本部への移行(4.7)

・ これまでに17回開催

(3) 体制強化

・ 保健所 5名増員

・ 給付金班10名配置

(4) 県との連携強化 県リエゾンの常駐(4.08～)

(5) 国からの医師の応援派遣(5/1～5/31)

4. 感染防止対策の推進

(1) 様々なチャンネルを活用した市民等への呼びかけ

① メディアへの情報提供

② 市 HP、広報紙、SNS、掲示板、駅前ビジョン等の活用、コロナ対策への重点化

③ 町内会、業界団体等を通じた呼びかけ

④ FMポコ臨時放送局の新設、これを通じた呼びかけ

(2)呼びかけの内容

- ① 基本的な感染防止対策
 - ・ 手洗い、手指消毒、咳エチケット、マスクの着用
- ② 免疫力の向上
 - ・ 十分な休養、バランスのいい栄養、適度な運動、ストレスをためない生活、適度な散策など
- ③ 「3密」の回避、人込みを避ける
 - ・ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声がある密接場面」
 - ・ 換気の励行、人の密度を下げる、近距離での会話・発声・高唱を避ける
- ④ 体調が悪い人の欠席の徹底(学校、職場、イベント等)、休暇取得奨励
- ⑤ 家庭内感染の防止 ~8つのポイント
- ⑥ 職場での感染防止対策
- ⑦ 多数が集まる施設、店舗等での感染防止対策
- ⑧ イベントの中止、延期、実施方法の見直し
- ⑨ テレワークや時差出勤等の推進
- ⑩ 海外渡航、大都市圏等との不要不急の往来の自粛、帰福後の外出自粛等
- ⑪ 大都市圏等からの訪問抑制要請、来福後の外出自粛等
- ⑫ 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛
- ⑬ 廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について
- ⑭ 感染症により亡くなったご遺体の取り扱い

(3)施設等の利用休止 → 資料参照

(4)学校等における感染防止対策

- ① 一般的な感染防止対策
- ② 市立小中・特別支援学校の一斉臨時休業

(5)社会福祉施設等における感染防止対策

- ① 一般的な感染防止対策
- ② 見舞客の来訪禁止

(6)緊急事態宣言後の感染防止対策

宣言の趣旨、知事の要請等を踏まえ、感染防止対策を強化

- ① 外出自粛
- ② 県外からの移動自粛要請 → オンライン帰省動画の配信
- ③ 小中・特別支援学校・幼稚園の一斉臨時休業
- ④ 保育所・認定こども園・学童クラブ等の利用自粛

⑤ 市有施設の利用休止

→4.19

公園や散策などを楽しむ屋外の施設を除き、原則として4月19日から5月6日まで利用休止

→5.7

屋外運動施設を除く利用休止中の市有施設については、5月31日まで利用休止を延長

屋外運動施設については、市独自の対応として利用休止は5月10日までとし、同11日から利用を再開(5月31日まで、更衣室・休憩場所などの屋内施設は、トイレを除き利用休止)

⑥ イベント等の延期・中止

⑦ 遊興施設等の休業要請の周知

(7) 備蓄マスクの配布状況(5.14 現在)

(単位:枚)

配布先	3月	4月	計
医療機関	37,000	20,436	57,436
小学校	20,000	0	20,000
介護保険施設等	13,100	23,750	36,850
障がい者施設	0	800	800
放課後児童クラブ等	7,000	13,550	20,550
妊産婦及び児童養護施設	0	24,850	24,850
幼稚園・保育所	0	13,000	13,000
計	77,100	96,386	173,486

5. 医療体制等の整備

(1) 相談体制の整備

① 相談専門電話の設置(2/5)

- ・ 開設時間 8:30~17:15(土日含む)

② 帰国者・接触者相談センターの設置(2/7)

- ・ 開設時間 24時間(土日含む)

③ 相談電話の県コールセンターへの統合(4/20)

④ 医療機関専門電話の設置(4/23)

(2) 対応力の強化

- ① 市内医療機関を対象とした研修会の開催
- ② 患者発生時を想定した訓練の実施

(3) 検査・健康観察の実施

- ① PCR 検査対象者の拡大(医師の総合的判断による)
- ② 市保健所における PCR 検査の実施(16検体分)
- ③ 積極的疫学調査の実施
- ④ 陽性確認後、濃厚接触者検査の積極的実施
- ⑤ 濃厚接触者の判断を発症 2 日前から運用 → 後に国基準に

(4) 医療体制の強化

- ① 帰国者・接触者外来の設置(8医療機関)
- ② PCR 検査外来の設置
- ③ 感染症指定医療機関におけるベッドの確保
- ④ 協力医療機関におけるベッドの確保
- ⑤ 医師と看護師の応援体制の確立
- ⑥ 県における軽症者等向け宿泊療養施設の確保の協力(駅西口アパホテル)

(5) 円滑な医療提供のための措置

- ① 「感染が疑われる場合等は、まず保健所に相談」の徹底
- ② 保健所と消防との連携による搬送の円滑化
 - ・ 消防では救急車全13台(※予備車3台を含む)にオゾン発生装置を設置
 - ・ 「除染ステーション」を設置(信夫分署西側車庫内)
- ③ 医療機関への特別給付金の交付
- ④ 医療機関への資材の提供
 - ・ マスク
 - ・ 消毒液
 - ・ ガウン
 - ・ ゴーグル
 - ・ キャップ
 - ・ 手袋
 - ・ 4.29 福島赤十字病院より開始
 - ・ 市内事業所等の協力・寄贈

6. 学校・社会福祉施設等における対応

(1) 学校

- ① 感染防止対策

- ・ 基本的な感染防止対策の励行
 - ・ 感染防止に配慮した席配置、卒業式・入学式等の実施方法の見直し
 - ・ 市より備蓄マスクの提供、地域でマスクを作って学校応援プロジェクトによるマスクの提供
 - ・ 卒業式、入学式は感染防止対策を施した上で実施
- ② 市立学校の臨時休業等
- i 3/4～19 国・県からの要請等に基づく小・中・特別支援学校の一斉臨時休業
 - ii 4/8～21 二本松郵便局における集団感染への警戒のための一斉臨時休業
 - iii 4/22～5/6 緊急事態宣言に伴う休業要請に基づく一斉臨時休業
 - iv 5/7～5/31 緊急事態宣言の延長に伴う一斉臨時休業期間の延長
 - v iii、ivの休業期間中、分散登校等の対策を講じ、登校日を設定
- ③ 休業期間の預かり
- ・ 休業期間中、保護者の就労などやむを得ない事情がある児童を預かり、自主学習の場として提供
- ④ 一斉臨時休業期間中の学習支援の強化
- ・ 教科書を使って自学自習できるプリント等の配布
 - ・ 学校図書館の本の複数貸出による読書の励行
 - ・ ICT教材を活用した学習支援、簡単なトレーニングの促進

(2) 幼稚園

- ① 感染防止対策
- ・ 基本的な感染防止対策の励行
 - ・ 不織布マスク(備蓄)、布マスク、消毒用アルコールの配付 ※5月実施
 - ・ 衛生用品・備品の購入
 - ・ 卒園式・入園式は、感染防止対策を施した上で実施。
- ② 市立幼稚園の臨時休園
- ・ 4/21～5/6 緊急事態宣言に伴う休園要請に基づく一斉休園
 - ・ 5/7～5/10 県教育長からの要請を受け休園期間延長
 - ・ 5/11～5/31 県知事からの要請を受け休園期間延長
 - ・ 預かり保育は実施。

(3) 保育施設

- ① 感染防止対策
- ・ 基本的な感染防止対策の励行

- ・ 不織布マスク(備蓄)、布マスク、消毒用アルコールの配付 ※5月実施
- ・ 衛生用品・備品の購入、購入経費を補助
- ・ 保育の提供の縮小
 - 3/4～ 市内の小・中学校の臨時休業に伴い家庭での保育の協力を依頼
 - 4/18～ 緊急事態宣言期間における登園自粛を要請

② 臨時休園等

- ・ 社会福祉法人福島福祉施設協会福島わかば保育園園児の PCR 検査で陽性が確認されたことに伴い、4/13～4/23 まで臨時休園

(4) 放課後児童クラブ

① 感染防止対策

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 児童間の距離を保つ対策等
- ・ 衛生用品・備品購入経費を補助

② 感染拡大に伴う対応

- ・ 学校の一斉休業に伴い多くのクラブで午前中に開所時間を拡大→国財源で市より運営費負担
- ・ 4/22～5/31 緊急事態宣言に伴い、自宅に対応できる家庭は極力利用を自粛するよう要請

(5) 児童センター、子育て支援センター

- ・ 児童センターは、3/4～自由来館の利用休止
- ・ 子育て支援センターは、3/3～感染のおそれがない「電話による相談対応」「メール等での情報提供」を除く子育て支援事業を休止。

(6) ファミリーサポートセンター

① 感染防止対策

- ・ 衛生用品の購入ならびに配布・備品の購入

② 小学校の臨時休業等への対応

- ・ 春休み前の 3/4～3/23 および春休み後の 4/8～臨時休業終了までの間の利用料相当額を助成

(7) 高齢者施設

① 感染防止対策

- ・ 基本的な感染防止対策の励行
- ・ 市より備蓄マスク、寄贈マスクの提供
- ・ 県調達マスクの配布
 - ※衛生用品(マスク・エタノール)は県で一括調達

② 感染拡大に伴う対応

- ・ 4/20～緊急事態宣言に伴い、感染症予防対策に十分留意の上、引き続き

のサービス提供を要請(県通知の周知)

- ・ 訪問系事業所へ感染予防・蔓延防止のためのチェックリストと Q&A を送付

(8)障がい児・者施設

① 感染防止対策

- ・ 基本的な感染防止対策の励行
- ・ 市より備蓄マスクの提供
- ・ 衛生用品確保に対する補助、調達のサポート

② 感染拡大に伴う対応

- ・ 4/20～緊急事態宣言に伴い、感染症予防対策に十分留意の上、引き続きのサービス提供を要請

7. 市民生活支援

(1)生活相談案内窓口の設置

- ・4/17 窓口、電話相談開始

(2)特別定額給付金の早期支給

① 通常支給

- ・ 郵送申請 5/13 発送 5/14 受付開始 5/20 支給開始
- ・ オンライン申請 5/1 受付開始 5/13 支給開始

② 緊急支給

- ・ 5/1～5/4 電話予約 5/1～5/8 窓口申請 5/11～13 支給

(3)子育て世帯臨時特例給付金の早期支給

- ・ 6 月児童手当に上乗せして支給

(4)困窮者支援

① 市営住宅の入居支援

- ・ 解雇や離職等やむを得ない理由により住宅の退去を余儀なくされた市民を対象に市営住宅を提供
- ・ 20 戸予定、無償、原則 3 カ月 1 年間限度

② 内定取消、失業等の市民を対象に市会計年度任用職員として採用

③ 住居確保給付金の支給要件の緩和

④ 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付 (相談、受付は、福島市社会福祉協議会)

⑤ 母子父子寡婦福祉資金貸付生活資金の対象要件拡大の周知(市 HP)

(5)女性や子どもたちへの支援

①新型コロナウイルス感染症に伴う DV 相談窓口の DV ナビ+ (プラス)が 4/29 より24時間全国運用開始となる周知(市 HP)を 4/27 に更新

② 子どもを守る／女性を守る相談窓口の周知(市 HP)

- ③ 学校・保育所等での手指消毒用アルコール配布、衛生用品購入
 - ④ 母子生活支援施設の感染症対策に係る改修費用の補助および衛生用品購入補助
 - ⑤ 感染拡大防止を考慮し、健診時期を遅らせることが困難な4ヵ月健診を集団健診から個別健診へ
- (6) 妊産婦支援
- ① 不安や悩みを抱える妊産婦に助産師等による個別訪問による相談
 - ② 国配布のマスク(布2枚/月)に加え、市独自に一人初回10枚マスクを配布
- (7) 長期戦に備えた健康面でのサポート
- ① 県土地家屋調査士協会福島支部寄贈による次亜塩素酸水の無料配布
 - ② 消毒液がない場合の次亜塩素酸水の作り方の情報提供
 - ③ 高齢者の健康づくりへのサポート
 - ④ 免疫力を低下させない4つのポイントの助言
 - ⑤ 「おうちで元気アップ」の動画配信
- (8) 長期戦に備えた文化面からのサポート
- ① 「おうちでコンサート」(※名称変更予定)の動画配信
- (9) 人権の尊重と患者等へのサポート
- ① 患者や家族、医療従事者等への誹謗中傷、差別等を決してしないよう要請
 - ② 患者やその家族等の不安解消のため、保健師による相談体制を強化
- (10) 感染症に対応した防災対策の強化
- ① 避難訓練を主とした新型コロナウイルス対応型防災訓練の実施
 - ② 避難所等で活用する非接触型体温計の配備

8. 地域経済対策

(1) 相談・情報提供

- ① 国・県・市等の支援策を事業者等に情報提供
- ② 担当部署及び生活相談案内窓口での相談

(2) 国・県の主な支援策

(3) 雇用の確保

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連し、内定取消等を行わないこと、学生の就職活動への配慮を経済団体に要請

(4) 金融制度に係る支援

- ① 県緊急経済対策資金融資制度に係る信用保証料を全額補助
- ② 上記制度に係る2年間の利子全額を補助

(5) 旅館業への支援

- ① 売上が減少している温泉地の旅館業に対し、温泉の源泉側の負担と合わせ、

4 か月分の温泉使用料を 7 割減免

- ② 売上が減少している市内のホテル・旅館に対し、水道の基本料金を 4 か月分 2 段階引き下げ減免

(6) 飲食店への支援

- ① テナント飲食店舗への賃料補助
- ② 自己所有飲食店舗への補助
- ③ 福島エールごはんプロジェクト

(7) 市場内事業者への支援

- ① 卸売業者・仲卸業者等に対し、市場使用料や光熱水費の納付が困難な場合に最大 4 カ月納付を猶予

(8) 感染収束後を見据えた取組

- ① ピンチをチャンスにプロジェクト
 - i フリーランスを活用した朝ドラエール関連商品・サービスのグレードアップ
 - ii 観光客等受入れ環境整備に対する市単独上乗せ補助
 - iii 小規模事業者持続化支援に係る市単独上乗せ補助
 - iv 企業スキルアップ支援

9. 市民・事業者に対する税等の特例措置

(1) 市税等の減免等

① 固定資産税等の減免

売上が減少した中小事業者等に対し、令和 3 年度の固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置により、事業の用に供する家屋及び償却資産の税額を全額又は 1/2 減免

- ② 国民健康保険税の減免
- ③ 介護保険料の減免
- ④ 国民健康保険傷病手当金の支給
- ⑤ 後期高齢者医療制度傷病手当金の支給
- ⑥ 保育料の減額

(2) 市税等の徴収猶予

- ① 市税・国民健康保険税
- ② 水道料金
- ③ 下水道・農業集落排水施設使用料
- ④ 介護保険料
- ⑤ 後期高齢者医療保険料

10. 市役所庁舎における対策

(1) 時差出勤の導入

- ・ 公共交通利用職員導入(3/2～)→全職員対象(4/27～)

(2) 密度分散ワークの実施(4/13～)

(3) 在宅勤務の導入

- ・ 試行(4/21)→本格実施(4/27～)

(4) 一部執務フロアの分散化(4/22)

(5) 窓口に飛沫防止板・シートの設置(4/3)

(6) 職場密度 5 割削減を目標とした取組

- ・ (1)～(3)に加え、年次有給休暇取得の奨励(4/27～)
- ・ 週休日の振替等の実施(5/10～)

(7) 市役所内での会議等での対策

- ・ 入庁式等の実施～議会本会議場の壁を移動、換気、広い間隔、マスク着用での実施など

(8) エコシャフトによる定期的な換気対応(3/9～)

1 福島市の感染者等の現状について

項目	現状	備考
①患者数	19人 (入院・宿泊療養中7人、退院12人)	R2.5.12現在
②帰国者・接触者 外来受診者数	434人	R2.5.12現在
③PCR検査実施数 結果	485人※ 陽性19人 陰性466人	R2.5.9現在 ※今般より退院の ための検査は含め ず結果を計上して います。

2 相談・受診の目安について(改訂)

◆ 専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた相談・受診の目安について、改訂(令和2年5月8日付け)

相談・ 受診の 目安

- ・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 高齢者、糖尿病や心不全等の基礎疾患等のあるかた、妊娠中のかたで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外のかたで、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。

改訂点 「37.5度以上の発熱が4日以上続く」との表記を削除

3 相談状況

(1) 相談窓口別対応状況 (～R2.5.12)

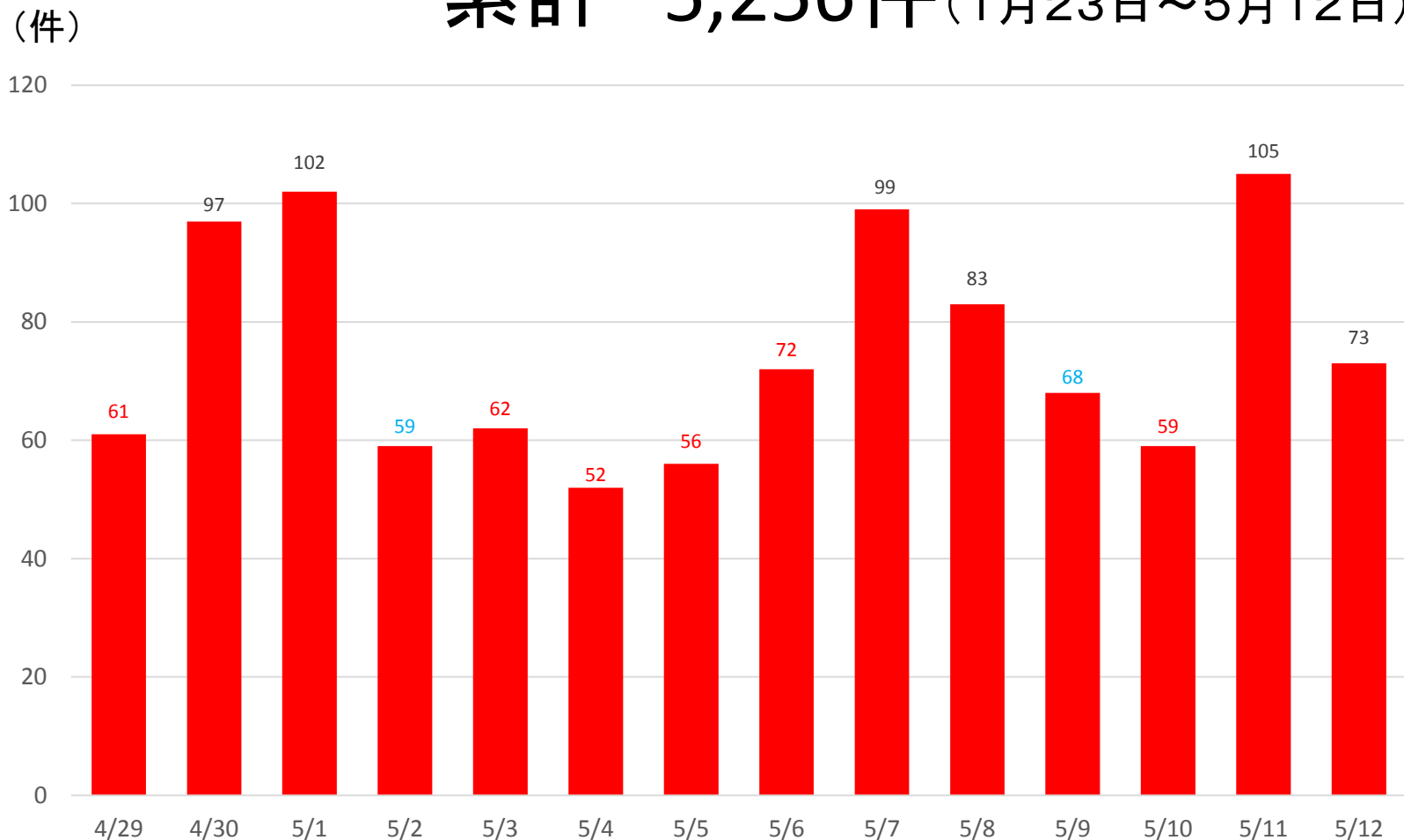
相談窓口	市民	病院	計
新型コロナウイルス感染症に関する相談専用電話 ※ (令和2年2月5日開設)	2, 839	102	2, 941
帰国者・接触者相談センター (令和2年2月7日開設)	2, 180	135	2, 315

※ 2月4日以前に受けた新型コロナウイルス感染症保健所相談電話も含む
なお、4月21日から「一般相談(コールセンター)」として県内一括で業務を委託。

3 相談状況

(2) 市民等からの相談対応状況

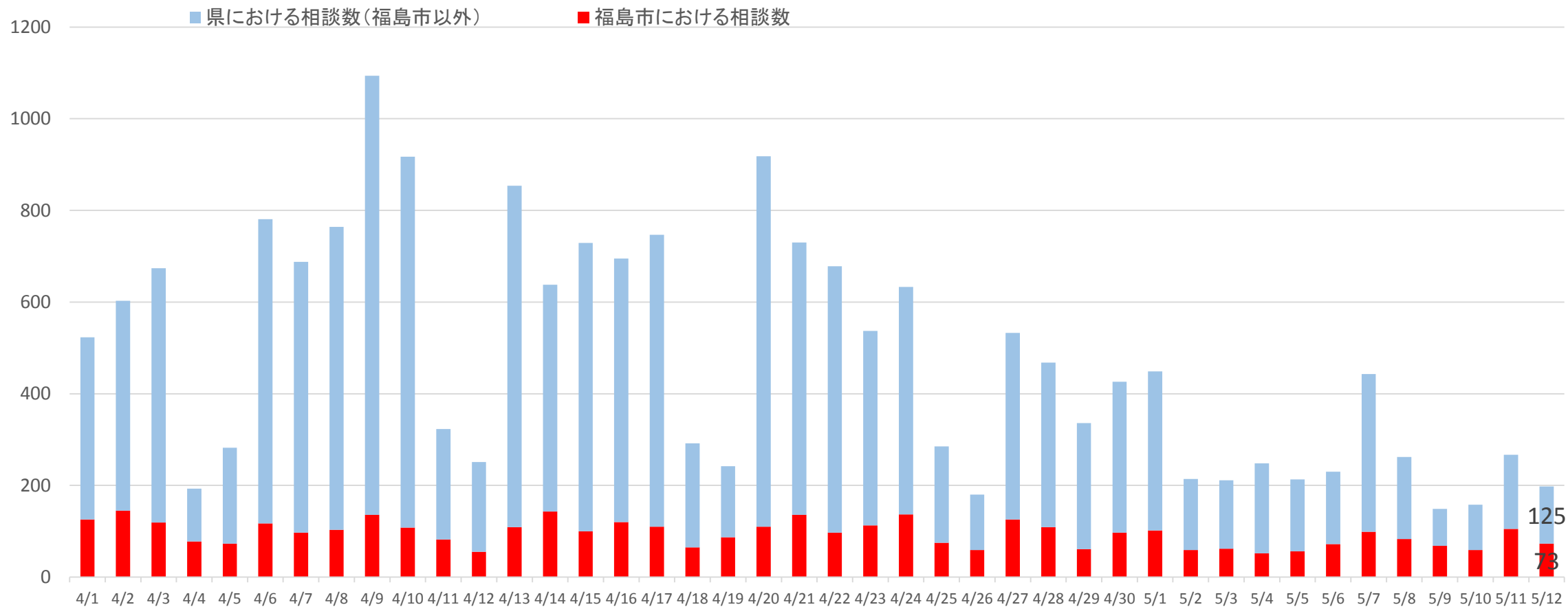
累計 5,256件 (1月23日～5月12日)



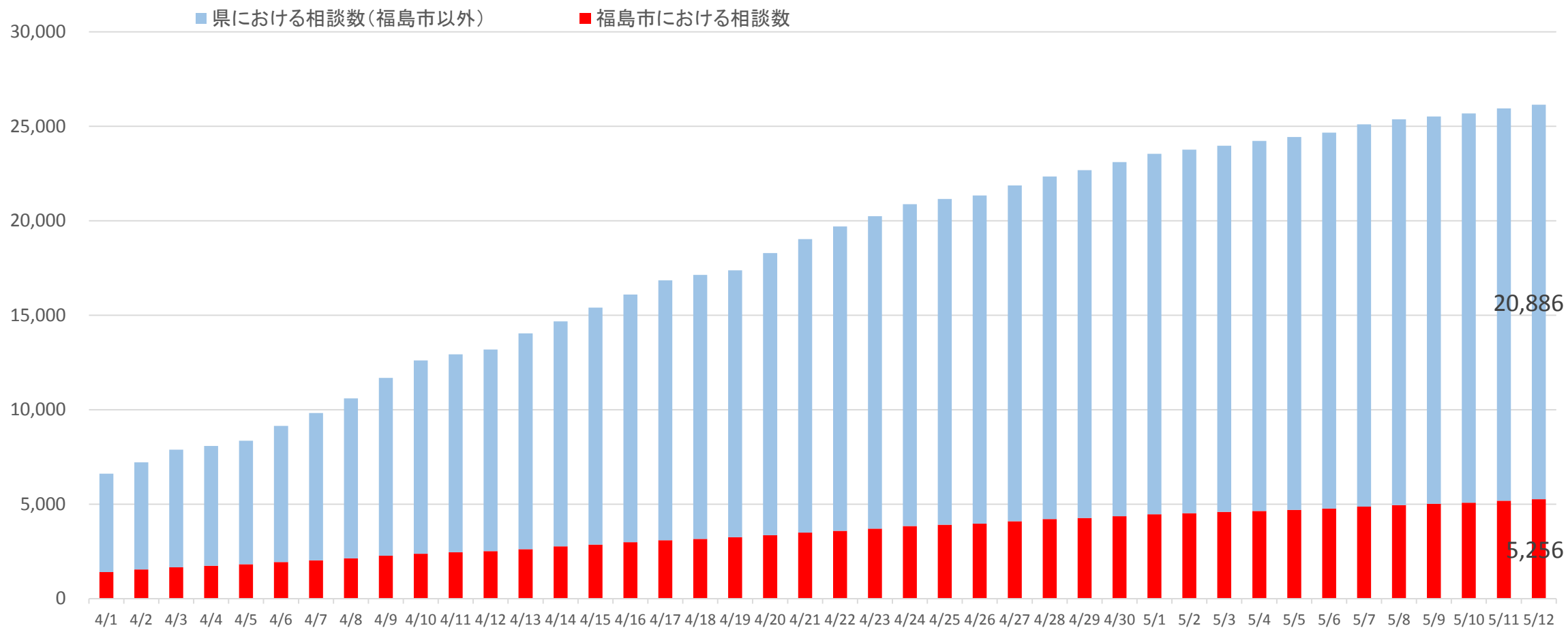
【主な相談内容】

- 自身の健康相談について
- PCR検査の実施について

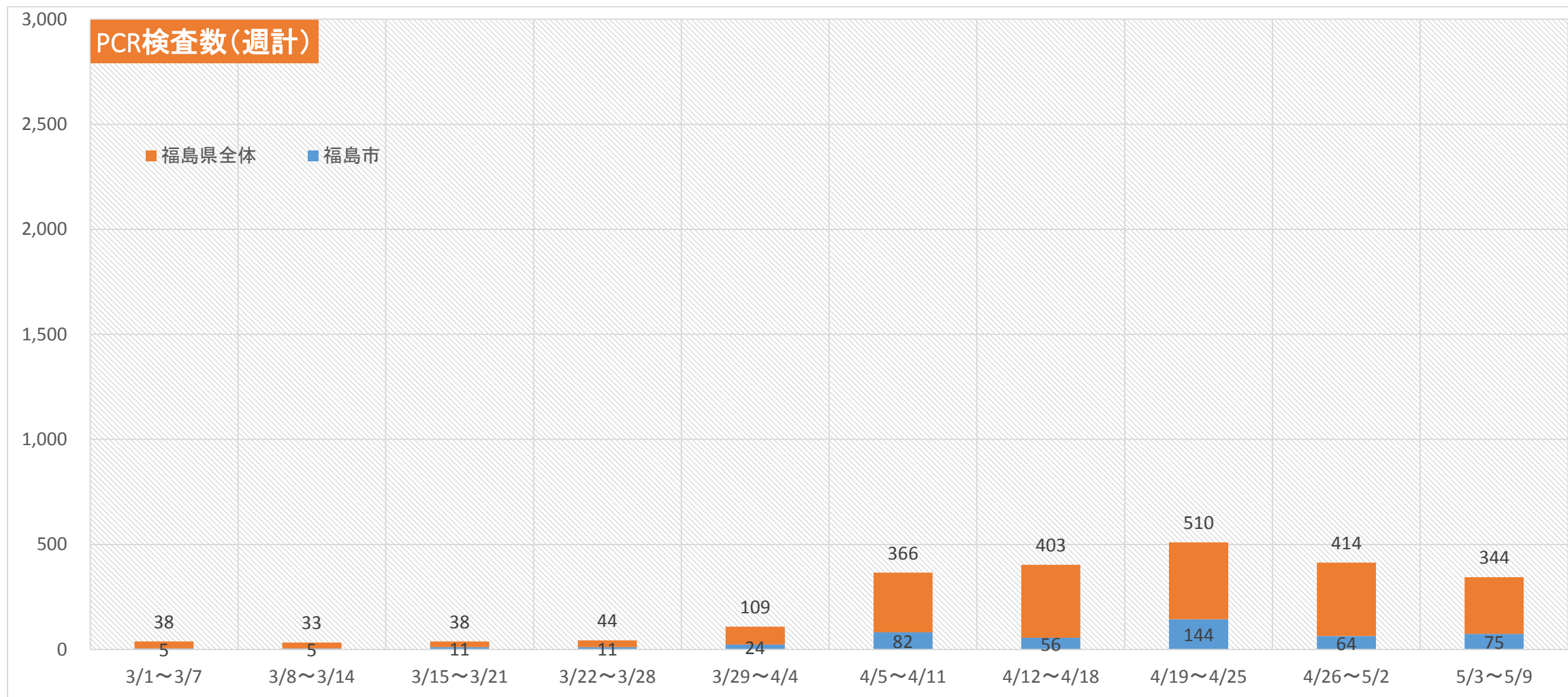
4 相談件数の推移(日計)



4 相談件数の推移(累計)



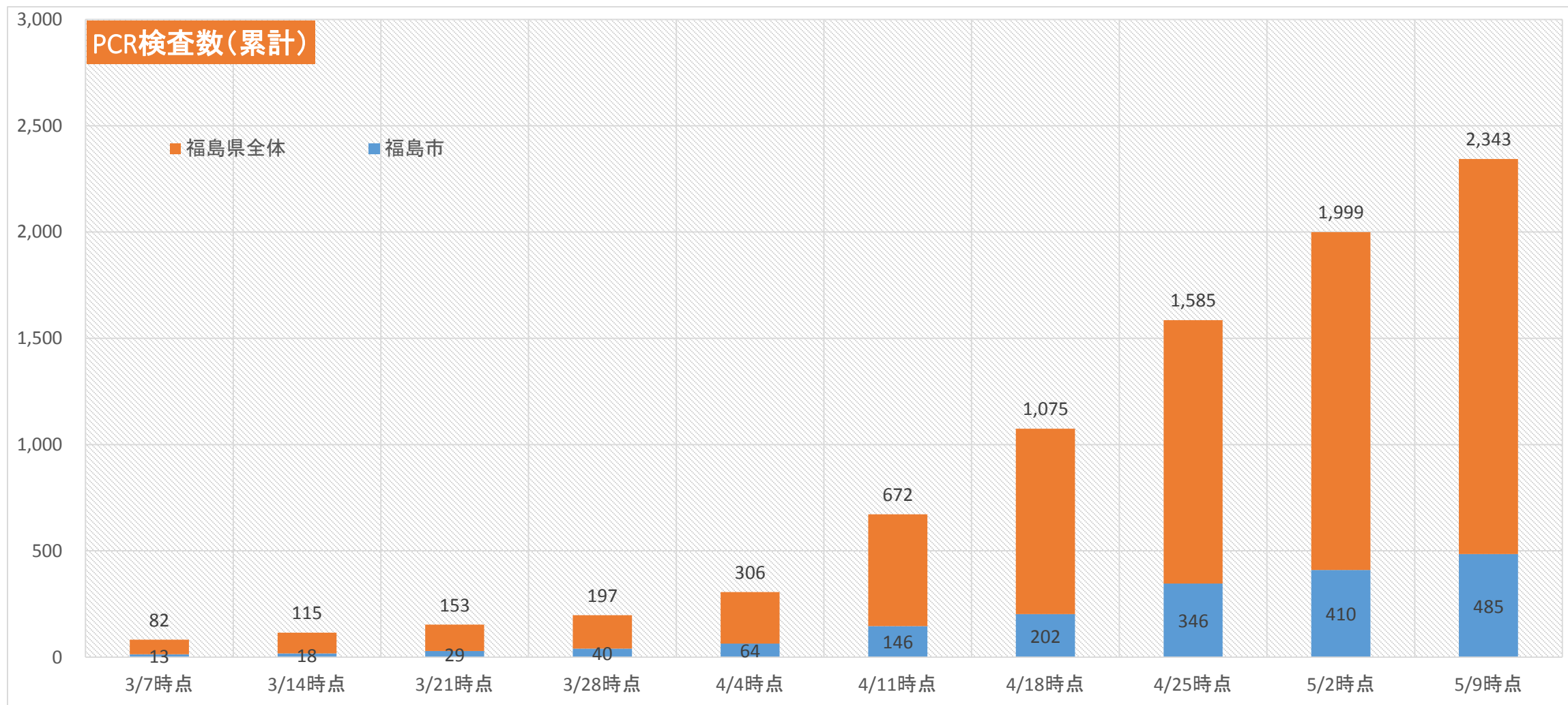
5 PCR検査状況の推移(週計)



※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

5 PCR検査状況の推移(累計)

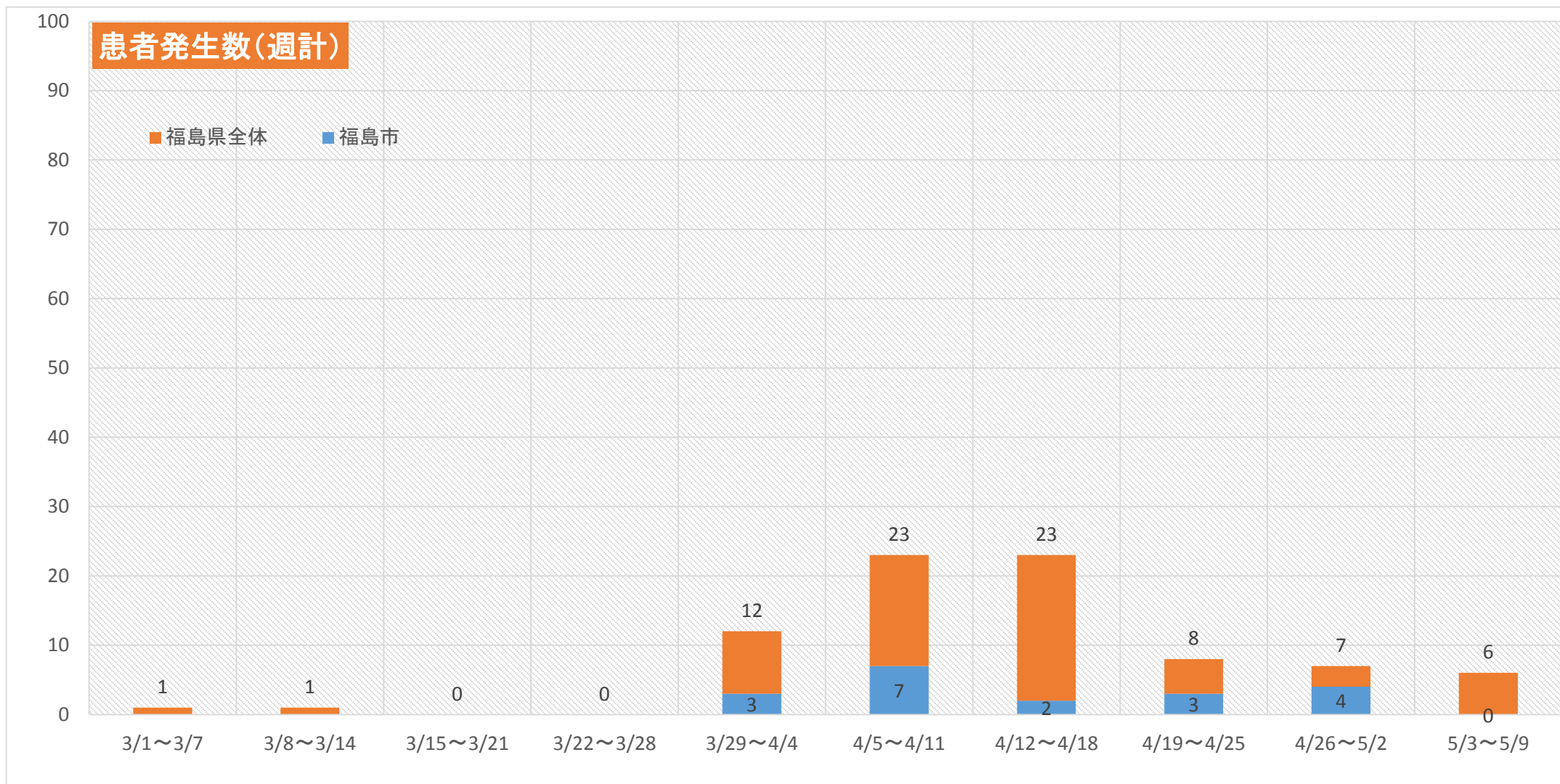


※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

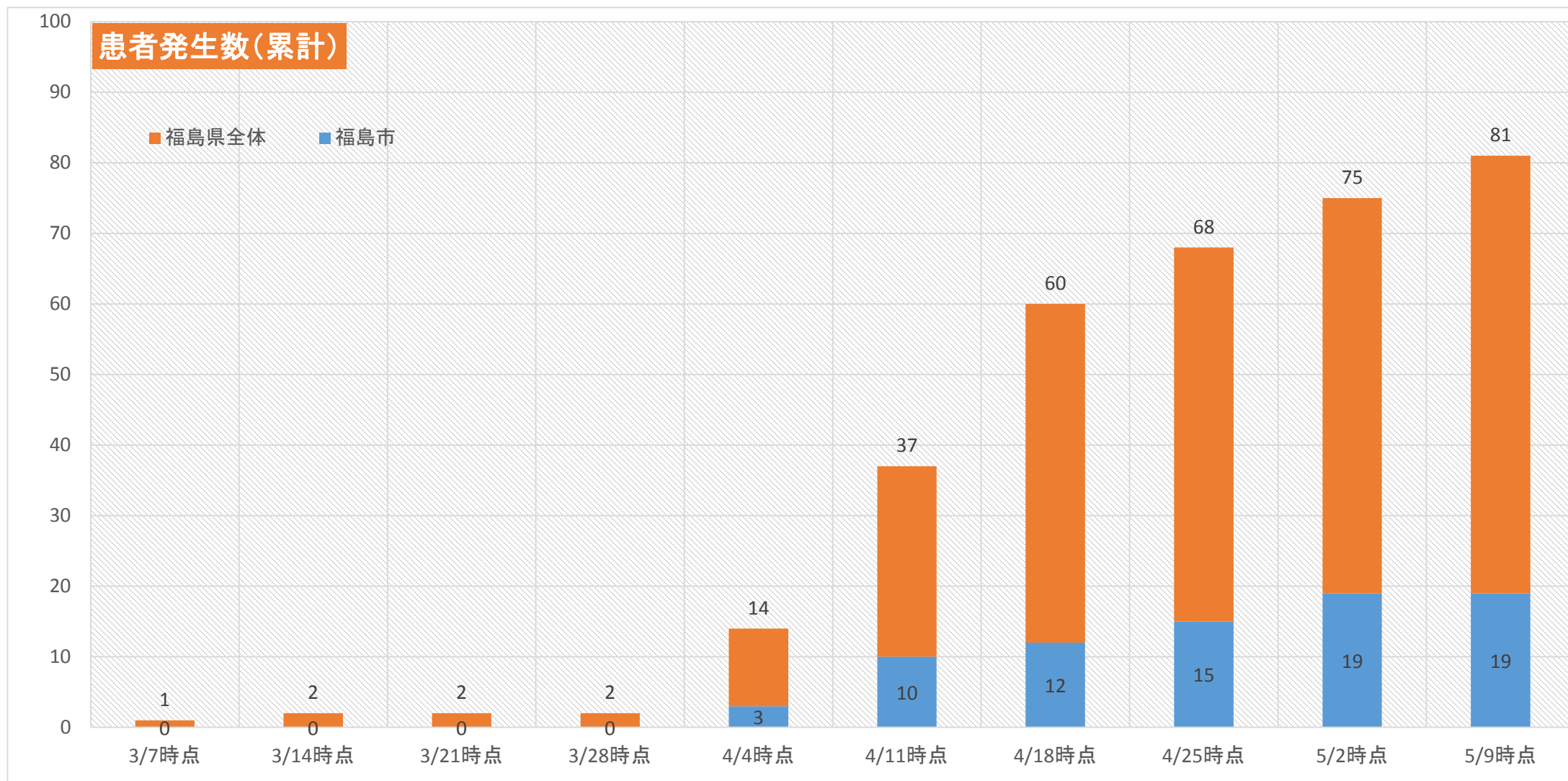
6 患者発生状況の推移(週計)

◆陽性者の発生状況



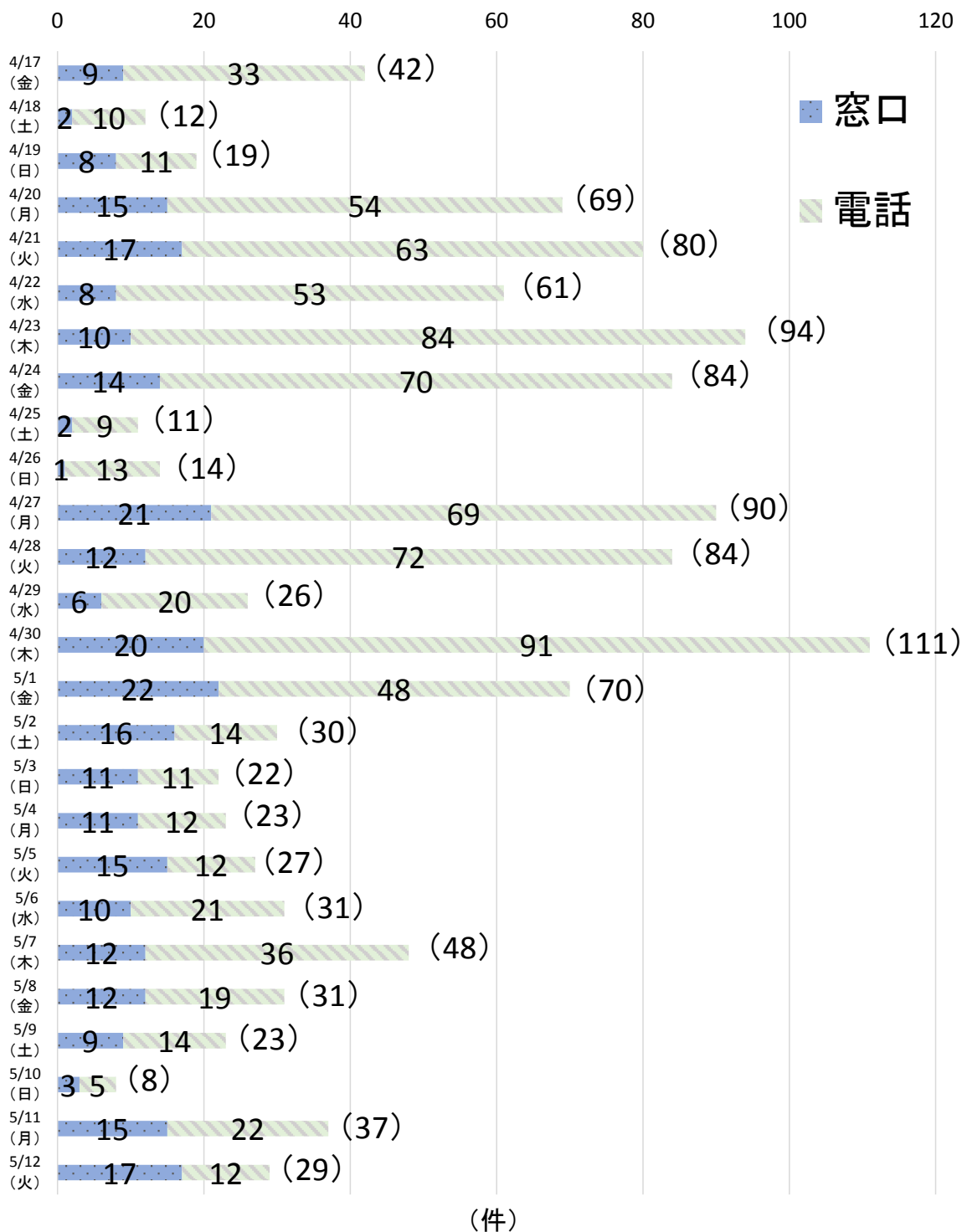
6 患者発生状況の推移(累計)

◆陽性者の発生状況



新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計: 1176 件 (4月17日~5月12日)



【主な相談内容】

- ・国等の制度概要(現金給付等)
- ・中小企業・小規模事業者向け相談(持続化給付金等)
- ・資金繰り支援、融資制度
- ・生活資金相談

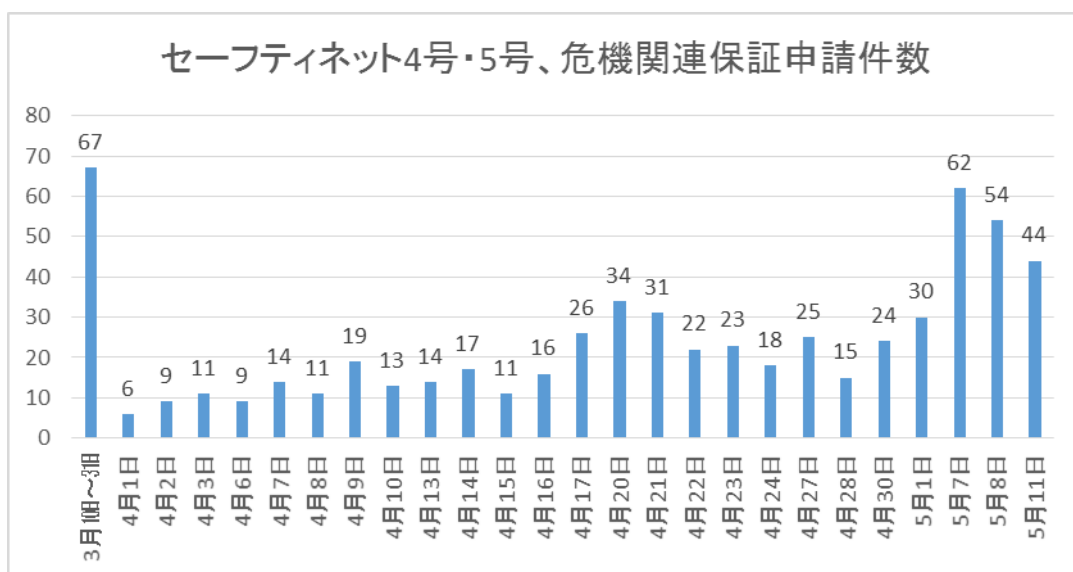
セーフティネット申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 累計申請件数 (3/10~5/11 現在)

セーフティネット4号	543
セーフティネット5号	9
危機関連保証	73
計	625



<参考>

新融資制度創設 (利息、保証料が国県より補助されるもの)

◆福島県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)」

取扱期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで

対象者 ①個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る) 売上減少▲5%以上

②小・中規模事業者 売上減少▲5%以上

③小・中規模事業者 売上減少▲15%以上

融資限度 運転資金、設備資金3,000万円

融資期間 10年以内 (うち据置5年以内)

融資利率 当初3年間無利子 (固定 年1.5%以内)

保証料率 上記①、③は全期間保証料ゼロ

上記②は、全期間保証料率1/2

※融資を受ける要件として、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証による
売り上げ減少の市町村の認定書が必要となる。

飲食店営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (5/1~5/12 現在)

410件 (オンライン220件、郵送・持参190件)

(2) 給付決定件数 (5/1~5/12 現在)

257件 (オンライン148件、郵送・持参109件)

※決定率(2)/(1)=62.7%

(3) 給付件数 (5/14 初回振込分)

137件 (オンライン57件、郵送・持参80件)

※給付率(3)/(2)=53.3%

※次回振込予定日：5/15

2 制度概要

対象者 店内で消費する飲食物の提供を主たる事業とする飲食店を市内で営む
中小企業者・個人事業主

要件 ○食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること
○令和2年5月1日時点で3か月以上営業しており、今後も継続の意思
があること
○令和2年4月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること

支給額 ①テナント店舗

賃料月額 $1/2 \times 4$ か月分 (上限20万円、下限10万円)

一事業者あたり最大2店舗 40万円

②自己所有店舗

一律 5万円

一事業者あたり最大2店舗 10万円

受付期間 令和2年5月1日から6月15日